

第84回 臨時大会

第1号議案「組織財政方針」に基づく本部体制の見直し(案)、第2号議案「規約」等の改正(案)、及び専従役員給与規程(案)・専従役員補償規程(案)を圧倒的賛成多数で可決

2月19日18時15分から連合会館で第84回臨時大会が行われました。森田組織部長の司会で大会は始まり、山口代議員(杉並支部)、長妻代議員(墨田支部)を議長に選出しました。昨年の第83回定期大会で、給与制度の総合的見直しや車付雇上問題など、東京清掃を取り巻く課題の解決に向けた体制を構築するための「組織財政方針」が確認されました。第84回臨時大会は、先の定期大会を受けて「組織財政方針」をより具体的に実践するための本部体制の見直し、規約等の改正を議案とした大会でした。多くの代議員の活発な議論を経て、第1号議案「組織財政方針」に基づく本部体制の見直し(案)は、出席代議員110名中100名の賛成で可決されました。第2号議案、「規約」等の改正(案)及び、専従役員給与規程(案)・専従役員補償規程(案)は、それぞれ1票投票で100名の賛成で可決されました。東京清掃のこれから闘いの展望を全体で意思統一する重要な位置づけの大会は、吉田委員長の団結カンパニーで締め、決意を固め合いました。

質疑応答

●豊田代議員(北支部)

離籍専従ではなく休職専従を

なくてはならないではないでしょうか。

④離籍専従、休職専従を

増員させることで具体的に

①現在、時間外組合活動金澤さんに頼るのでしょうか。どのような運動にするのができない中、組合業務のかな人材を育てなければ、上部団体や横つながり大変さは十二分に理解できればならない時期ではないますが、リスクの高い離籍

専従を置くほどの本部活動、統一交渉事項があるの

③休職専従者、離籍専従

に応じ、大会ごとの全組

⑤今後の運動方針になり

ます。しかし、現代社会

の給料というなら理解で

きます。しかし、組合員対象の信

任になつた場合、どうする

組合員が減る必要があります。

少しき組合費が圧迫する中

で、犠牲を取り崩し離籍専

従として運動し、犠牲は

用していますが、いつまで

若い世代へ受け継いでいか

●狩野代議員(江戸川支部)

離籍という文字が消えない限り

本部委員長、書記長、昨日は臨時大会前の忙しい戻る支部がない、選択肢の中、小岩分会にて執行部どちらに恐らくフレッシュのオルクをしていただき、に潰された仲間は、本部ありがとうございました。この1階のドアをあけること

①東京清掃が良い方向にすらできなくなると思いま進むために組織づくりを見直すという部分には大いにの補償で解決できるのでし

賛成です。しかし、離職専

従員の設置には絶対反対です。なぜならば、公務員立たされているのはわかり

といふ身分を捨ててまで組

合活動に専念させること

は、どうしても納得ができます。しかし、休職専従と

ません。今回の案が通つた

②離籍専従、休職専従を

増員させることで具体的に

③休職専従者、離籍専従

に応じ、大会ごとの全組

④離籍専従、休職専従を

増員させることで具体的に

⑤今後の運動方針になり

ます。しかし、現代社会

の給料というなら理解で

きます。しかし、組合員対象の信

任になつた場合、どうする

組合員が減る必要があります。

少しき組合費が圧迫する中

で、犠牲を取り崩し離籍専

従として運動し、犠牲は

用していますが、いつまで

若い世代へ受け継いでいか

ん。昨日のオルクでさえ2時間ほどのお時間をいただいだことを聞いております。本当に十分な議論は行われたのでしょうか。

行委員の役割であると思い

レーションで犠牲の継続金についても試算がありましたが。専従にかかる費用は年間500万、5年で2億

全支部で共有化させ運動に500万となります。10

つなげる。これがやるそか年、20年と考えれば、5名

本部・執行体制についてでになれば、いくら専従を増やすとしても組織の強化にはつ

なりません。本部と支部

どちらではなく、東京清掃全

体で組織を強化する今回の

ばなりません。とはいえ、

中央執行委員の責任働き続ける若い組合員がい

かと思います。したがって、中央執行委員を選出する各

支部の責任も重大です。こ

れを改めて全支部で確認し

予想はできませんでしたが、専

な本部体制の中で、長期的

な組織のあり方を含めて検

討していく必要がありました。

②要望があります。資料

には5年程度の財政シミュ

●長峰代議員(台東支部)

本部だけでなく全組合員が職場から

東京清掃が重要な時期に

本部方に賛成の立場であれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、東京清掃が日

で、質問と要望をします。本の組合のあり方を変える

①毎年の賃金確定闘争

ぐらいの強い意が必要で

この間、清掃本部は、

す。本部として具体的にど

う進めていくか、教えて

いただきたく思います。

東京清掃がさらなる団結

本部方に賛成の立場でのあれば、

中央執行委員長あいさつ



吉田 壽

学び合い、団結をさらに強固なものに

第84回臨時大会に出席いたしました代議員、中央委員、傍聴の皆様、お疲れ様です。昨年9月の大会で本部執行体制の見直しなど「組織財政方針」について確認をいただき、本日は、その具体化と規約規程の改正及び新設について決めていただく大会です。東京清掃労働組合の歩みを確実に前へ進めるために意見をいたり、時間内の活動は非常にでだき、学び合い、団結をさらにつくなものにしていきたいに強固なものにしていきたい

東京清掃労働組合をどのように維持・継承していくかが

我々共通の課題

では、どのように対抗して

ものを意識する機会が少なくて

なってきているのが現状では

ないかと思います。

制度が変えられてきている

ところには当局の狙いがあ

と思っています。

る。その狙いは何か。時間内

議論を開始するに当たっ

て、お互いに共通の認識を共

有していくに思っています。

たつは、私たち労働組合を取

り巻く状況の変化についてで

ここに分断をかけてくると思

います。それらを我々がその

問題、様々取り組みながら、

今まにしておけば、労働組合

にいる組合員の仲間に支えら

じうものを通じて社会を学

ぶ場がなくなつていくことに

なります。そのことに対して

は、東京清掃労働組合とし

いての組織をきちんと確立して

いくことが、今我々に与えら

れている課題ではないかと思

います。

東京清掃労働組合をどう

に維持・継承していくかが交

渉力を高めていくものだと思

っています。

団結力を高めていくことが交

渉力を高めていくものだと思

っています。

では、どうのに対抗して

いくのか。仲間同士が知恵を

出し合しながら、この東京清

掃労働組合をどのように維持

・継承していくにはいけ

り交渉力を強めいかなくて

いかなくてはならないとい

うことは、どうのう

うことが、我々に与えられて

いる。その狙いは何か。時間内

活動の規制をかけながら労働

組合をしていくに思っています。

たつは、私たち労働組合を取

り巻く状況の変化についてで

ここに分断をかけてくると思

います。それらを我々がその

問題、様々取り組みながら、

今まにしておけば、労働組合

にいる組合員の仲間に支えら

じうものを通じて社会を学

ぶ場がなくなつていくことに

なります。そのことに対して

は、東京清掃労働組合とし

いての組織をきちんと確立して

いくことが、今我々に与えら

れている課題ではないかと思

います。

共通の課題だと思います。

その狙いは何か。時間内

活動の規制をかけながら労働

組合をしていくに思っています。

たつは、私たち労働組合を取

り巻く状況の変化についてで

ここに分断をかけてくると思

います。それらを我々がその

問題、様々取り組みながら、

今まにしておけば、労働組合

にいる組合員の仲間に支えら

じうものを通じて社会を学

ぶ場がなくなつていくことに

なります。そのことに対して

は、東京清掃労働組合とし

いての組織をきちんと確立して

いくことが、今我々に与えら

れている課題ではないかと思

います。

共通の課題だと思います。

その狙いは何か。時間内

活動の規制をかけながら労働

組合をしていくに思っています。

たつは、私たち労働組合を取

り巻く状況の変化についてで

ここに分断をかけてくると思

います。それらを我々がその

問題、様々取り組みながら、

今まにしておけば、労働組合

にいる組合員の仲間に支えら

じうものを通じて社会を学

ぶ場がなくなつていくことに

なります。そのことに対して

は、東京清掃労働組合とし

いての組織をきちんと確立して

いくことが、今我々に与えら

れている課題ではないかと思

います。

共通の課題だと思います。

その狙いは何か。時間内

活動の規制をかけながら労働

組合をしていくに思っています。

たつは、私たち労働組合を取

り巻く状況の変化についてで

ここに分断をかけてくると思

います。それらを我々がその

問題、様々取り組みながら、

今まにしておけば、労働組合

にいる組合員の仲間に支えら

じうものを通じて社会を学

ぶ場がなくなつていくことに

なります。そのことに対して

は、東京清掃労働組合とし

いての組織をきちんと確立して

いくことが、今我々に与えら

れている課題ではないかと思

います。

共通の課題だと思います。

その狙いは何か。時間内

活動の規制をかけながら労働

組合をしていくに思っています。

たつは、私たち労働組合を取

り巻く状況の変化についてで

ここに分断をかけてくると思

います。それらを我々がその

問題、様々取り組みながら、

今まにしておけば、労働組合

にいる組合員の仲間に支えら

じうものを通じて社会を学

ぶ場がなくなつていくことに

なります。そのことに対して

は、東京清掃労働組合とし

いての組織をきちんと確立して

いくことが、今我々に与えら

れている課題ではないかと思

います。

共通の課題だと思います。

その狙いは何か。時間内

活動の規制をかけながら労働

組合をしていくに思っています。

たつは、私たち労働組合を取

り巻く状況の変化についてで

ここに分断をかけてくると思

います。それらを我々がその

問題、様々取り組みながら、

今まにしておけば、労働組合

にいる組合員の仲間に支えら

じうものを通じて社会を学

ぶ場がなくなつていくことに

なります。そのことに対して

は、東京清掃労働組合とし

いての組織をきちんと確立して

いくことが、今我々に与えら

れている課題ではないかと思

います。

共通の課題だと思います。

その狙いは何か。時間内

活動の規制をかけながら労働

組合をしていくに思っています。

たつは、私たち労働組合を取

り巻く状況の変化についてで

ここに分断をかけてくると思

います。それらを我々がその

問題、様々取り組みながら、

今まにしておけば、労働組合

にいる組合員の仲間に支えら

じうものを通じて社会を学

ぶ場がなくなつていくことに

なります。そのことに対して

は、東京清掃労働組合とし

いて

本部答弁

者 働 労 う そ い せ

2015年4月9日

ちの組織がみずから打つて
出る。これを今やうなけれ
ば、やうぱり危機が訪れる
のはとても早いと思いま
す。

②この体制案を全員の総
意でやつていくときに、5
年後、10年後、全員の議論
で修正するべしむろは修
正して、運動は作つてく
ものではないですか。若
い世代の話を出てしまし
た。今僕らが踏み出すこと
について、若く組合員に事
業を継承させていく、この
手法を保たせていく、決
して無責任になるわけではな
い。先を見据えて責任を持
つてやつていくからこそ、
臨時大会を開いてまで全員
で議論をしているのではないか
ですか。

確かに担つていく役員の
方々の大変さははかり知れ
ません。フレッシュヤーもあ
ります。その背中を押すの

になるのか再任用になるのか、今後の交渉次第です。やはり公務員として勤めている年限と同じに、組合としてその人の待遇を補償するということが基本です。

全労協、東京全労協の運動は、過去に労働組合の重編で総評が解体したとき、連合にも、全労連にも行けない組合がありました。国鉄闘争が始まった時期でもありました。都労連を中心としながら全労協が立ち上がりました。これまでの総評の良き面を継承しつつ、

ちの組織がみずから打つて出る。これを今やらなければ、やっぱり危機が訪れるのはとても早いと思います。

②この体制案を全員の総意でやっていくときに、5年後、10年後、全員の議論で修正するべきところは修正して、運動は作っていくものではないですか。若い世代の話を聞いていました。今僕らが踏み出すこと

によって、若い組合員に事業を継承させていく、この手法を保たせていく、決して無責任になるわけではない。先を見据えて責任を持つてやつていくからこそ、臨時大会を開いてまで全員で議論をしているのではないかとおもいます。

確かに担つていく役員の方々の大変さははかり知れません。フレッシュな方たちもあります。その背中を押すの

は我々ですから、その役を担つていくときに遺れないように、励ますのは支部の役目です。それをもつて本部があり、支部があると困ります。厳しい状況だからこそやるべきことはたくさんあるし、厳しいからこそアイデアも出るのです。そういううう思ひを込めて支部の発言にかえます。

本部答弁

● 締結副委員長

専従に関する規約規程を整備し新体制がスタート

離籍専従の質問が出ました。離籍ありきで提案しているわけではないので、御理解願いたいと思います。離籍という状況になつたときに、規約になじむといふことでは良くない。他の労働組合の規約を見てあります。規約規程を整理するという意味です。

離籍は、職を辞して組合のプロ専従になることであります。組合運動で一日の仕事となります。お願いする我々も、受けた本人も大変なことになります。そうなつたときに、組合としてきちんと対応するために、規約規程を整備するという理解をして

いただきたいたいと思います。離籍のリスクは確かに高いです。過去には区移管闘争のときに、我が組合から都庁職へ出ていた増瀬さんがいます。当時は書記次長、そして副委員長を担われました。区移管問題を担当した。当局と交渉するところで、出身は清掃ですがどちら都庁職で組織上の必要から離籍になり、都労連の委員長でおやめになっています。過去には東京清掃から離籍という事実があります。離籍ですから、リスクは本当にあります。これから年金制度はどうなるかわかりません。65歳までの定年延長

になるのか再任用になるのか、今後の交渉次第です。やはり公務員として勤める年限と同じに、組合としてその人の待遇を補償するといふことが基本です。

全労協、東京全労協の運動は、過去に労働組合の重編で総評が解体したとき、連合にも、全労連にも行けない組合がありました。国鉄闘争が始まつた時期でもありました。都労連を中心としたながら全労協が立ち上がりました。これまでの総評の良き面を継承しつつ、全労協に加盟をすることは、我が組合の大会でも確認しています。こうした過去の先輩方が確認してきたことを、我々が今ここで守っているのです。

その組織の一員として、議長を求められたとき、私が組合として確認をして、

今、金澤議長を出してしま
す。ぜひ御理解いただきた
いと思います。新たに若い
人が対応をしていかなければ良
いですけれども、組織財政
との議論にも重なります
が、休暇を使っての対応と
なるのがなかなかでき得な
いことを含めて理解いただ
ければと思います。改めて
金澤議長の処遇について
は、今後、本部として議論
していくかなければならぬ
対応になりました。移
管移行、しばらく選挙があ
りませんでした。4年前の
役選のときに、移管後初め
て選挙をやりました。規約
では、附則の部分です。?
006年4月20日、③項『第
43条第一項『投票者の過半
数の支持を必要とし、大会
の承認を受ける』の条項は、
この組合が職員団体に登録
するまでの間、これを適用
しない』とあり、43条を冒

課題だと認識しています。大会ごとの信任投票を離籍専従等専従者に限つてやれといふ点についてです。規約上は、役員の信任投票の関係については、東京清掃の本部の執行委員の立候補といふのは定数内でおさまつたことは、移管前まではほぼありませんでした。毎回選舉でした。その中で、ある意味では選舉をやることで過半数といふところでいたぐと役員の選出となっています。中央執行委員は、組合員中より、過半数の支持を受けて大会の承認を受けなければならぬとなっています。当然選舉になつた場合はそういう状況であります。ただ、附則には、当面、職員団体に登録するまでは適用しないことになっているので、先ほどおっしゃられた内容については、本部としても対応する



必要がないという見解に至つています。

休職事従だけではだめなのかという質問がありました。本部としては、年齢とかを加味しながら、休職事従7年間を使い切らないうちには、例えば支部に帰る。逆算しますと若くて53歳といつどころ。そういう考え方で本部としても対応を今後していくつもりです。そ

うしなければいけない。先ほども言いましたように、離籍ありきでないわけですから、どうしてもやむを得ない事情があつて離籍が必要になった場合の想定をしていると言いました。本部の役員体制を、年齢構成等多要素を含めてきちんと対応しないかなければいけないと置っています。

専従は休職を基本で、離籍も視野に 区一組中央執行委員の連携を強める

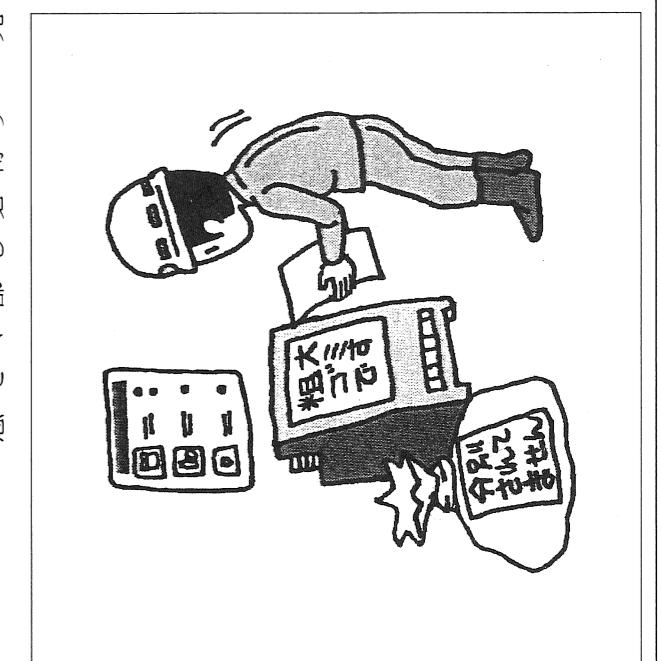
ど話した答弁にかえさせて等々含めて、兼務ができる
いただきます。自分の立場ようなら兼務といつもうな
でどう言われますと、どうす話をも含めて説明をしている
るのか悩み、家族とも相談と理解をしていただきたい
をすると思います。その時々とします。それがかなわ
の情勢にあわせて、いろいろなくなれば、専従も一人増
る本部の中で相談しながらとなる。現状の段階ではそ
やつていくことが必要だとういつた考え方にあるとい
思つてします。

専従役職員の勤務時間は、今、清掃一組職員の人たちと同じ時間帯になつています。専従職員（書記）は、組合の業務で遅くなれば超過勤務手当になります。専従役員は、他の中央執行委員と同じように1時間毎に、中央執行委員の役員規程の補償規程に基づいて補償されています。

自治労東京との関係です。今は自治労東京にもお話をしながら、書記次長が都本部の局長を兼務してやつていただいている。自治労東京とも、今後の対応

東京清掃が先頭に立つて、産別運動していく。東京清掃としてこの間欠けていたといふか、でき得なかつた部分があります。清掃事業は非正規の人たちも働いています。非正規の方々の労働条件等々を含めて、我々がきちんと当局に対しても物を言う体制をとることが基本です。そういう意味でも、役員の専従の増をと考えています。御意見として頂戴をしておきます。

専従役員の役割と、もう一つ大きなところは23区や一組の中央執行委員の役割



など。これは私も大会や組織集会で皆さんにお話をしています。時間内組合活動、週2回の中央執行委員会と部会の職免がなくなりて以降は、残念ながら週1回の中央執行委員会が、夕方の時間帯になる。今はそういう事情を踏まえて月1回、一日職免で行っています。時間がなく、そうした区同士の話し合い、当時は中央執行委員のプロラクとの会議だとかも頻繁にやつてしましだけれども、残念ながらそういうのができ得なくなつた。中央執行委員が、自分の区のことだけに精一杯になって、他区の状況等々に目が行かなくなつて、さらには本部の専門部等の業務もある。

事業執行が我々の労働条件の核ですから、中央執行委員会で集中した議論なり連携をとれるような体制を作ろうと本部も思っています。肝に鉛じて、次回の大会以降はきちんと対応をしていかなければいけないと思っています。

財政の関係について、年で検証と提起していく。本部としても、懇救から毎年毎年5000万円を繰り出して10年も20年もあっていく考え方は毛頭ございません。5年間の中で一般会計の中で減らせるのはなかつたのか、どういうものを減らすのかして議論をして、次回の大会では皆さんになるべく切詰められるところは切りめていくのが基本です。従来5人に増やすたぐいに懇救ばかりに頼るのではなくて、大会の予算案作成に向けて議論します。

S E プラザの財務について、これは組合の持ち物



あつて、賃賃料でやつています。その予算を一般会計へ組み入れることはできな
いのか。5年間でその辺をきつちりできればとも考えています。専従が増えること
日常からそういう議論もで
きる。会館運営なり設備な
りについても、専従の人に
知識も持つてもらうことが
できる。このような利点も
あります。若い人たちに今
後の労働組合運動を引き継
大会の中でお互い
東京清掃の組織を
労働組合としては、自治
労を含めて他団体、上部団
体、友誼団体等を含めて色々
な関係を持つていかなければ
ばなりません。今、社会的に
東京清掃の立場はそれも求
められているのも事実です。
これ以上広げるなどと言われ
ればこれ以上広がる要素は
多々ないのではないかと思



いでもらい、東京清掃を盛り上げていただきが究極の目標です。引き続き、本部内でも議論をしていきます。

一組も、工場の委託で現業職員がいなくなり、一步前へ進んだ取り組み、組織強化が必要だという御意見だと思います。そういうことをかみしめながら、本部としても新たな体制をつくり上げていきます。

に指摘し合は、良くしていこう

いますけれども、やはり今与えられている任務は、東京清掃本部としては、専従役員になって、もう少し踏み込んだ対応ができるのではないかと思っています。

この点、組織強化も含めて、支部の組織強化が一番ですから、支部に足を運んで、支部の皆さんと議論を

うなつたのだと。1年は事
従をやつて、役選で誰が副
委員長で、誰がこうなつた、
例えば一步もうちの支部に
は足を運んでいないじゃな
いかとか、本部としてでき
得ていなくともこうにして
はぜひぜひきちんと言つて
いただければいい。1年間
の運動の検証は大会になりますから、大会の中で指摘
をしていただいて、お互に
に東京清掃の組織を良くす
ることで、理解し合えれば
と思つています。

確かに10年20年先はわ
か
め 吉田 壽

議長団の
がどうじや
皆議員、中
うございま
数多くの

お互いに信
げていくの
結果をお願いしたい

らない。これは誰にもわからなくなります。現在の東京清掃をどう良くしていくのか。それは本部でも議論をし、今こうじう原因があつて、時間内の繒をつけに対して若干なる部分もあるけれども、それを立て直さうではなくか、という思いでやつてします。これまでの取り組みが不十分であつたことも率直に認め、この間、皆さんでお話ししてもらひころを立て直すことで提案をして、いふと理解をいただきたく

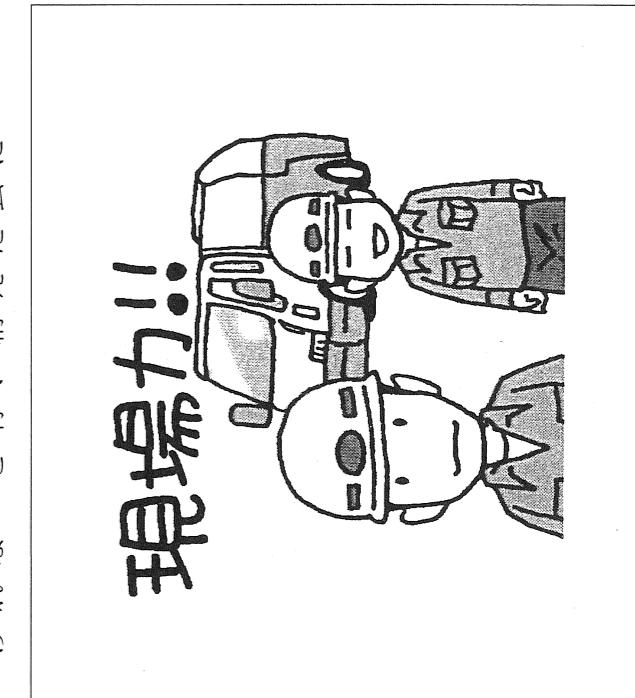
頼関係をつくり上
が一番必要なとき
お二方、大変あり
いました。また、
中央委員、傍聴者の
変更協力ありがとうございました。
した。
意見、発言を受け

ら本部
お互ひ
げてい
なのだ
とも組合
お願ひ
あります
自分の
は強くな

と思ひます。自治権拡充については統一地方選が4月からあって、5月には終わる予定なっています。中央委員会でも推薦議員を確認いたしました。推薦議員を交た自治権拡充なりに今後力的に取り組んでいきたいということで、本部の執委員会の中でも議論しました。ぜひ各支部からもこれを行うと良いのではいかという御提案があり、本部に言つていただきたいと存ります。

役員、また組合員、信頼関係をつくり上げるのが一番必要なときうと思います。ぜひ皆さんの結束をみたいと思ったところです。

組織の中だけの活動でございかねます。



喜田圭一著

清言詩暢送組(一) 姚崇叔却丁往侍女九臘(二)

たど。1年は専らない。この役選で誰が副らないにこながこうなつた、在の東京清もうちの支部にていくのかでいられないじやなも議論を本部としてでき因があつてどころについてつけ対応きぢんじ言つて部分もあるばい。1年間を立て直す証は大会になりいう思いで大会の中で指摘これまでのだいたい、お互分であつたの組織を良くすめ、この問題理解し合えればしていります。ます。すこしうる年20年先はわかいると理解

お互いに信頼関係をつけていくのが一番必要かな

議長団のお一方、大丞がどうぞいました。主代議員、中央委員、傍聴皆さん、大変御協力ありがとうございました。

数多くの意見、発言をしました。心配をする声、期待をする声といふところのかなと思います。にも、やはり組織を強化かなくてはいけないのが京清掃労働組合に集結する頑張つていこうといへではなかつたかと受け止めるところです。そういう点からすれば、反対されまた、白票の方をおられけれども、東京清掃労働に一枚岩となつて集結をいたいと思います。

会員については、
が4月からあつ
には終わる予定に
す。中央委員会
議員を確認いたた
推薦議員を交え
が充なりに今後精
組んでいきたい
で、本部の執行
でも議論してき
じ各支部からも、
良いのではな
御提案があれ
に言つていただけ
ます。

(3) 財政管理に関すること	(9) 交渉の準備、組合職免に関すること
・財政計画に関すること	(13) その他、他の部に属さないこと
・金銭出納および保管に関すること	現・財政部業務から
・支部及び地区支部連合会の財政交付及び指導に関すること	(1) 組合の財政計画に関すること
・組合役員の賃金・労働条件に関すること	(2) 支部及び地区支部連合会の財政指導に関すること
・その他、財産管理に関すること	(3) 組合の金錢出納および保管に関すること
・組合活動の記録および諸会議の記録の作成および保管に関すること	(4) 労働組合福利・共済制度に関すること
・文書の収発に関すること	(5) 組合の財産管理に関すること
・組合職免に関すること	(6) その他組合財政に関すること
・規約及び規程に関すること	現・賃金部業務から
(5) その他、他の局に属さないこと	(1) 賃金・諸手当等に関すること
・組合活動に関すること	(4) 社会保障、福利厚生に関すること
・文書の收発に関すること	現・教育宣伝部業務から
・組合職免に関すること	(1) 組合内外の情報の収集および啓蒙宣伝に関すること
・規約及び規程に関すること	(2) 各種組織の教育宣伝活動の調査および指導に関すること
(4) 機関運営の事務に関すること	(3) 労働者教育、労働者文化の高揚に関すること
・組合活動に関すること	(4) 各種サークル、文化団体との連絡連携に関すること
・文書の收発に関すること	(5) 機関紙(誌)および速報の編集・発行に関すること
・組合職免に関すること	(6) 動員器材の管理・保管に関すること
・規約及び規程に関すること	(7) 弹圧対策に関すること
(5) その他、他の局に属さないこと	現・企画部業務から
・機関運営の記録および諸会議の記録の作成および保管に関すること	(10) 法規対策・救援、法律相談に関すること
・文書の収発に関すること	(11) 上部団体との連絡・調整に関すること
・組合職免に関すること	(12) 選挙運営委員会に関すること
・規約及び規程に関すること	現・企画部業務から
(5) その他、他の局に属さないこと	(2) 清掃行政に関する住民・市民団体との連絡・調整に関すること
・職場闘争の指導及び統制に関すること	(3) 他団体、他労組、政党、民主団体との共闘・連絡・連携に関すること
・競争体制の確立、各種行動の把握、指令に関すること	(4) 政治啓発・平和運動に関すること
・各種行動の器材の管理及び保管に関すること	(5) 自治研、政策、議会対策に関すること
(2) 上部団体、他労組、民主党派、政党との連絡、連携に関すること	現・組織部業務から
・自治研、政策、議会対策に関すること	(1) 各級機関の強化に関すること
・政治啓發、平和運動に関すること	(2) 各級、各種組織活動の指導および点検・組合員名簿に関すること
・法規対策、救援、法律相談に関すること	(3) 職場闘争の指導・調査に関すること
・政治啓發、平和運動に関すること	(4) 組合の統制に関すること
(3) 法規対策、救援、法律相談に関すること	(5) 闘争体制の確立及びに動員の把握・指導に関すること
(4) 選挙運営委員会に関すること	(6) 動員器材の管理・保管に関すること
(5) その他、他の局に属さないこと	(7) 弹圧対策に関すること

組織共闘局

- (1) 組織強化に関すること
・職場闘争の指導及び統制に関すること
・競争体制の確立、各種行動の把握、指令に関すること
・各種行動の器材の管理及び保管に関すること
(2) 上部団体、他労組、民主党派、政党との連絡、連携に関すること
・自治研、政策、議会対策に関すること
・政治啓發、平和運動に関すること
(3) 法規対策、救援、法律相談に関すること
(4) 選挙運営委員会に関すること

- (1) 各区交渉の把握、連絡、調整に関すること
・各区報告の集約、機関会議の資料作成
・支部交渉に関する支部役員との連絡、調整、指導
(2) 各種調査に関すること
・人員配置に関する調査
・作業計画に関する調査
・公務災害、安全衛生に関する調査
・保護具、被服、労働条件に関する調査
(3) 各種調査に基づく要求集約
・勤務条件に関する要求集約
・事業関係に関する要求集約

労働条件調査局

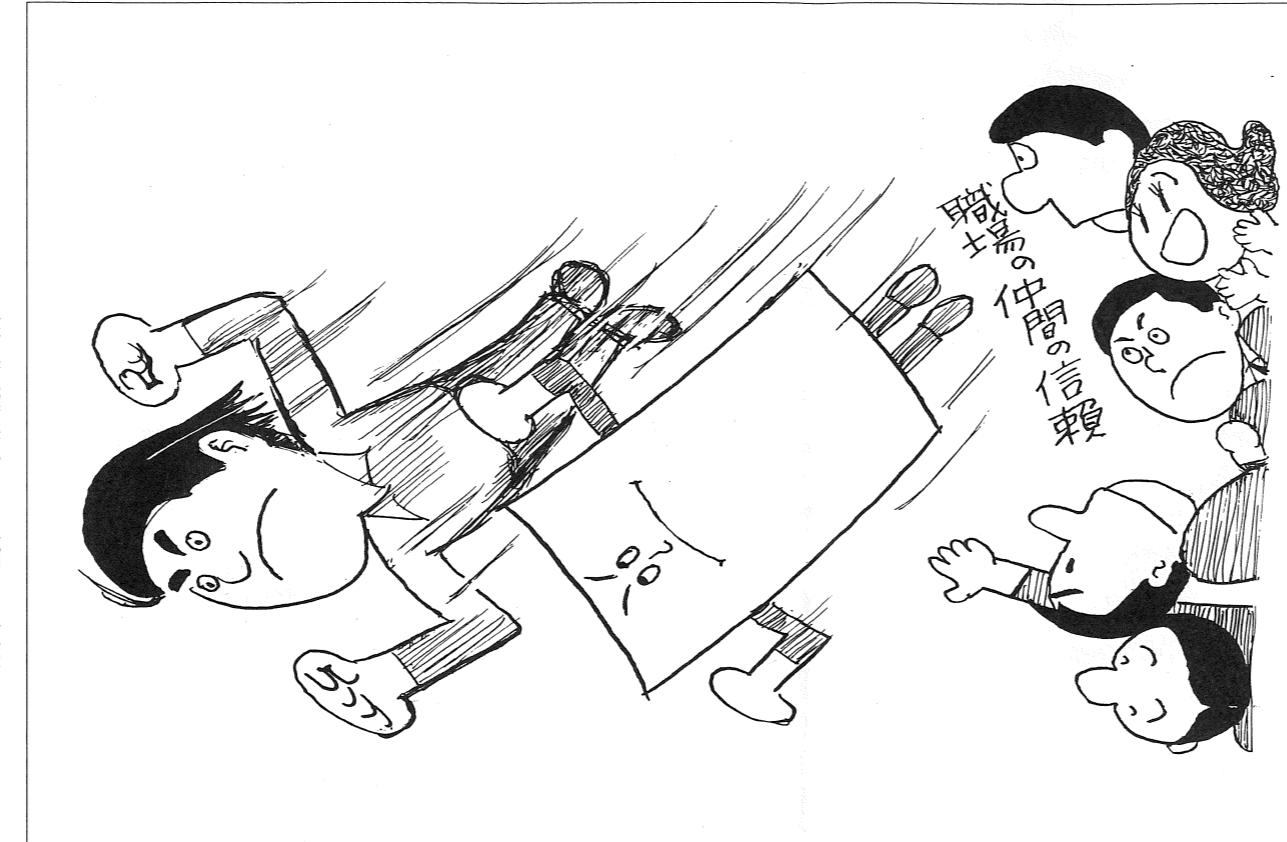
- (1) 各区交渉の把握、連絡、調整に関すること
・各区報告の集約、機関会議の資料作成
・支部交測に関する支部役員との連絡、調整、指導
(2) 各種調査に関すること
・人員配置に関する調査
・作業計画に関する調査
・公務災害、安全衛生に関する調査
・保護具、被服、労働条件に関する調査
(3) 各種調査に基づく要求集約
・勤務条件に関する要求集約
・事業関係に関する要求集約

専門委員会

- 特に必要と認めた事項を運営、処理するため前条に規定する専門分掌事項であつても、規約第35条第5項に基づく専門委員会をもうけ対処することができる。
- (1) 中央執行委員長
東京清掃労働組合を代表し、常時業務を統括する
(2) 副中央執行委員長
中央執行委員長を助け、中央執行委員長に事故があるときはその代理をし、『組織共闘局』、『労働条件調査局』を担当して常時業務を執行する
(3) 書記長
書記局を担当し、常時業務全般の企画、調整にあたる

(4) 書記次長

- 書記長を補佐し、『企画総務局』を担当して常時業務を執行する
- (1) 組織強化に関する任務
※ 日常的な(総)支部交渉との連携
※ 支部役員との連絡・調整、必要に応じた(総)支部機関会議への参加
※ 職場オルグ、学習会の講師としての任務
- (4) 書記次長
- 書記長を補佐し、『企画総務局』を担当して常時業務を執行する
- (1) 組織強化に関する任務
※ 次代を担う人材育成
※ 政策的な課題についての研究
(3) 上部団体との連絡・調整、他団体との連携に関する任務
※ 上部組織との連絡・調整
※ 地域の労働運動や共闘組織との連携
※ 市民団体との連携による自治研活動の強化
※ 各種議員との連携による政治(議会)対策



第84回臨時大会 第1号議案 「組織財政方針」に基づく本部体制の見直し

2015年2月19日
第84回臨時大会

第83回定期大会(2014.9.28)の確認に基づき、組織財政検討委員会で今後の検討内容や日程等について議論した。規約・規定等の改正だけであれば、臨時大会を12月に開催可能であるが、中央委員会や大会での議論経過から、局体制への変更に伴う任務分担、休職専従役員数、財政のシミュレーション、犠牲者救援資金の取扱いなど、具体的な内容の提示と丁寧な議論を進めるため、第3回中央委員会(2014.11.20)で臨時大会を2015年2月19日に延期することを確認した。

確定闘争以降、①専従役員の配置数は、局長3名を新たに休職専従とする ②財政の補填には犠牲者救援資金を取扱す ③常任中央執行委員会及び中央執行委員会体制と局体制の整理と任務分担 ④5年程度の財政シミュレーションの策定 ⑤専従役員の任務と賃金、手当、一時金、生涯賃金における損害への補償などの処遇の検討を基本としながら、「組織検討部会」、「財政検討部会」、新設した「規約改正検討部会」、「専従役員規定検討部会」、同時に、地連・一組代表による「専従役員処遇検討委員会」を立ち上げ、「組織財政方針」に基づく本部体制の見直しの議論を大会・中央委員会でされた意見などをふまえ、具体的な課題を議論し一定の結論に達した。

安倍政権は、昨年の総選挙で大勝し「国民の信任を得た」と、さらに暴走することは明らかであり、政治状況は予断を許さない状況である。また、14確定闘争では、月例給・一時金の引上げ勧告の年内清算を実現させ、切替調整号数に対する所要の調整に踏み込ませたが、地域手当の改定については、退職手当への影響を緩和させ最終判断した。引き続き現業系賃金・人事制度の改善に向けた闘いを強化しなければならない。

こうした情勢の下、東京清掃がさらに團結を強め力強く運動展開するための、新たな組織体制と組織運営を提起するものである。

組織財政検討委員会議論の経過

1. 組織検討部会

- 常任執行委員会体制の検討（地連合同会合含む）
- 中央執行委員会体制の検討（月2回、1回は無給職免）
- 局体制の整理、業務分担
- 組織検討部会体制（書記長・組織部長・現業部長、教宣部長）

2. 財政検討部会

- 財政シミュレーション（5年程度）
- 新設する専従規定については、別途検討委員会を設置する
- 規約改正検討部会体制（綱領副委員長・組織部長・現業部長・教宣部長）
- 事務局が資料を準備する

3. 専従役員処遇検討委員会【答申】

- 地連：議長・一組：総支部委員長
- 座長：事務局の配置
- 規約改正検討部会体制（大和田副委員長・財政部長・共闘部長・賃金部長）
- 事務局が資料を準備する

4. 規約改正検討部会

- 「大会・中央委員会・中央執行委員会」確認の全ての見直しを行う
- 新設する専従規定については、別途検討委員会を設置する
- 規約改正検討部会体制（書記次長・財政部長・共闘部長・賃金部長）

5. 専従役員規定検討部会

- 専従（在籍・離籍）処遇・補償に関する規約規程の新設
- 賃金、手当、一時金など
- 生涯賃金における損害への補償
- 専従役員規定検討部会の設置（書記次長・財政部長・共闘部長・賃金部長）

6 新たな本部・執行体制

常任中央執行委員会・地連合同会議	【開催】隔週で開催（月に一度、職免を取得して開催する）することを基本とする が、緊急を要する議事がある時や賃金確定期等はその限りではない。 【構成】各区・一組選出中央執行委員、全域区選出中央執行委員（常任） 【内容】各区・一組の交渉状況の報告、全体で共有化をはかることを中心とし、年間を通じて重要な案件を議事とする。（例：作業計画の判断、賃金確定闘争の妥結判断、方針に關わる判断等）
常任中央執行委員会	【開催】週に1回開催することを基本とし、4週に1回を目途に『常任中央執行委員会・地連合同会議』を開催する。 【構成】全区域選出中央執行委員（常任）、地連議長・事務局長 【内容】経過報告、意見交換（議決機関ではないことから、協議事項を確認する前段の本部と地連の意見交換の場とする）

専門局の業務分掌規則

企画総務局	現・企画部業務から
書記長（専従）	書記局を担当し、常時業務全般の企画、調整にあたる
企画・総務局	組織共闘局 副中央執行委員長（専従） 副中央執行委員（組織共闘局担当） 常任中央執行委員（企画総務局担当） 常任中央執行委員（企画総務局担当）
書記次長（専従）	書記局を担当し、常時業務全般の企画、調整にあたる
労働条件調査局	副中央執行委員長（専従） 副中央執行委員（労働条件調査局担当） 常任中央執行委員（労働条件調査局担当）
業務分掌（別表）	業務分掌（別表）

※ 書記の配置については専門局に固定せず、柔軟な対応が可能なものとする



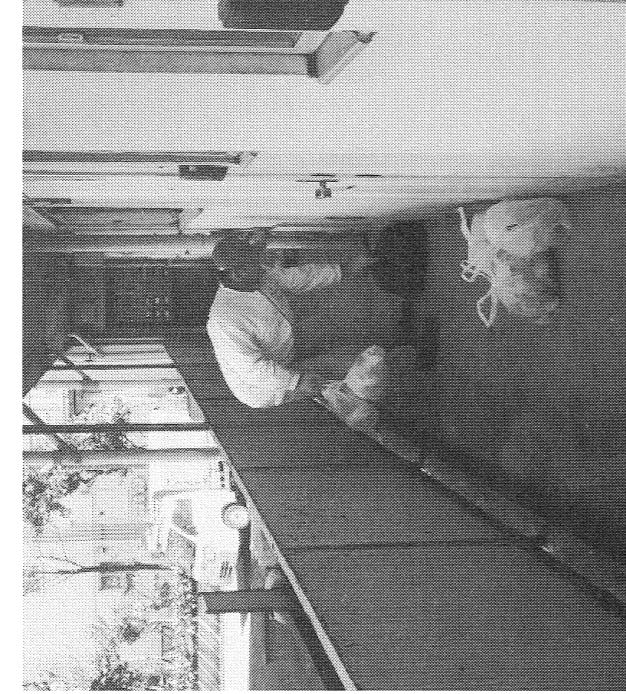
(1) 交渉に関すること
・賃金確定交渉に関する準備および戦術立案に關すること
・事業交渉に關すること
に關すること
(2) 教育宣伝、情報管理、データ管理に
関すること
・機関誌および宣伝材料の作成に關すること
・ホームページの管理、運営に關すること
・組合内外の情報収集および宣伝に關すること
・その他の教育宣伝、文化活動に關すること

(3) 組合活動の記録および諸会議の議事・記録作成に關すること
(4) 組合施設および書記局備品等の管理に關すること
(5) 事務局の指揮に關すること
(6) 組合役員の勤務、賃金・労働条件に關すること
(7) 組合印、中央執行委員印およびその他の公印の保管に關すること
(8) 文書の発受、整理および保管に關すること

港区では、2001年7月より戸別訪問収集を行っています

No.11
いま 清掃事業は…
港区

現在は約470世帯(2015年1月現在)を対象に港区では、2001年7月より戸別訪問収集を行っています。自分自身では資源・ごみを集積所まで運ぶことが困難な65歳以上の高齢者、障がいのある方を対象に職員が自宅を週2回訪問して、玄関先から収集するものです。



区民からは「非常に助かる」と大好評

当初は通常の収集作業の中で付加サービスとして行っていたが、現在は約470世帯(2015年1月現在)を対象に、戸別訪問収集専用に軽小型車2台体制で収集を行っています。

未排出が続いた場合には、安否確認も行っています。

主にふれあい班職員が直接自宅へ訪問

また、収集日にごみが出ていなかつた場合は連絡票を投函し、未排出が続いた場合には状況により、緊急連絡先、高齢者相談センター、介護支援事務所などと連絡し、粗大ごみの通常申し込みとは別に、清掃事務所への申請及び実際に運び出し作業が可能かどうかの現地での下見が必要となります。主にふれあい班職員が直接自宅へ訪問



粗大ごみの室内からの運び出し収集のサービスも

連絡を取り、安否確認も行っています。

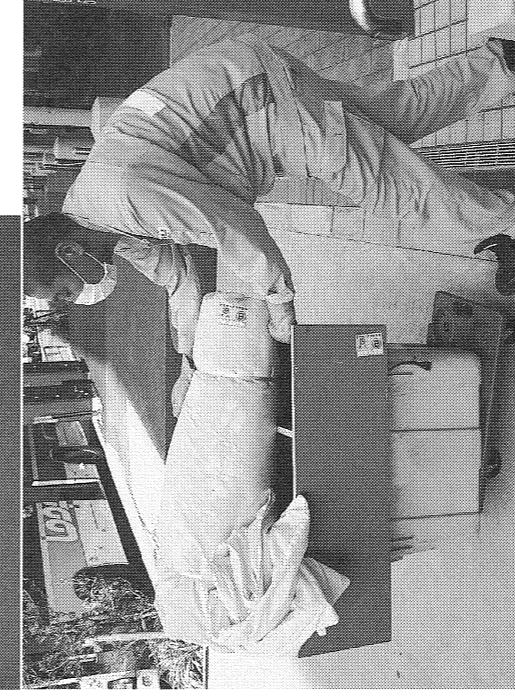
主にふれあい班職員が直接自宅へ訪問

排出者本人の室内はもちろんのこと、集合住宅の共用部分である廊下やエレベーター、玄関等も傷をつけたり破損させたりしないよう、細心の注意を払って

し、室内から粗大ごみを収集しています。

区民からは「今までこんなサービスが

今までこんなサービスが集まっています。区民からは「今までには階段の上り下りが大変だったあるいは知らなかった」「申告をするのに手間がかかっ



室内から粗大ごみを運び出す

玄関前まで訪ねます
て大変だ。」と言つたご意見もいただいており、今後は区民への広報・周知の方の課題があります。

今後、対象希望者数が増加することは間違いないと

住宅の高層化や核家族化が加速的に進む近年、区内での高齢者世帯も例外なく増加しており、今後、対象希望者数が増加することは間違いないと思われ、港区でも今まで以上のサービスの質の向上が求められています。

マイカー共済
この春、新生活を始めるあなたのニーズに合わせたプランをご用意いたします。

ZENROSAN NEWS 5/13/197

火災共済

自然災害共済

税制適格年金

親子共済

長期共済

団体生命共済

総合共済

新生活の花を咲かせて育てる

全国労働者共済生活協同組合は、福利厚生として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とどうぞお暮らしをめざしてまいります。出資金をお支払いいただいた組合員には、各種共済をご利用いただけます。

全日本自治体労働者共済生活協同組合

不動産会員登録制度を導入いたしました

在職中の保障に加えて、積み立て型の共済もあります。